

高知工業高等専門学校学寮規則

制 定 昭 和 4 3 年 4 月 1 日

( 目的 )

**第1条** この規則は、高知工業高等専門学校学則第41条第3項に基づき学寮の管理及び運営等について定めることを目的とする。

( 学寮の目的 )

**第2条** 学寮は、高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教育施設であって、集団生活をとおしてその人間形成を助長し教育目的の達成に資することを目的とする。

( 名称 )

**第3条** 本校学寮は、高知工業高等専門学校切正寮(以下「学寮」という。)と称する。

( 寮における生活の基本 )

**第4条** 学寮に入寮する学生(以下「寮生」という。)は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規定を守り、相互に敬愛切正して自己及び共同の生活の向上充実に努めなければならない。

( 所管 )

**第5条** 学寮の管理運営に関する事項は、校長の命を受けて寮務主事が掌理する。

2 前項の寮務主事の業務を補佐するため、寮務主事補佐を置く。寮務主事補佐は、本校教員のうちから校長が任命する。

( 寄宿舍指導員 )

**第6条** 寮務主事の命を受け、寮生の生活訓練に対する指導、助言を行い、その日常生活の世話をするため寄宿舍指導員を置く。

( 寮務委員会 )

**第7条** 学寮に関する重要事項を審議するため寮務委員会を置く。

2 寮務委員会に関する事項は別に定める。

( 入寮 )

**第8条** 学寮には、本校学生に限り入寮させる。

2 第1学年の学生(当分の間女子学生を除く。以下「全寮制学生」という。)は、特別の事情により校長の許可を受けた者及び自宅通学を許可された者を除き、学寮に入寮して教育を受けなければならない。

3 前項の特別の事情により入寮の免除を受けようとする者は、事情を付した保護者連署の入寮免除願を提出して、校長の許可を受けなければならない。

4 自宅通学を希望する者は、保護者連署の自宅通学許可願を提出して、校長の許可を受けなければならない。ただし、自宅通学許可基準は、次に掲げる事項とする。

(1) 自宅とは、保護者、親類(祖父母、伯叔父母)及び保証人(賃貸目的の住居は除く。)が居住している住宅をいい、兄弟・姉妹の下宿、単なる知人宅は除外する。

(2) 自宅通学許可を認められた者が、転勤等により自宅から通学できなくなった場合は、入寮しなければならない。

(3) 自宅通学を認められた者が、入寮を希望する場合は、入寮願を提出して校長の許可を

受けなければならない。

- 5 女子学生及び第2学年以上の男子学生で、入寮を希望する者は、入寮願を提出して校長の許可を受けなければならない。
- 6 前項の願い出に対する入寮の許可は、その年度の終わりまでとする。
- 7 学生は入寮に際して、所定の期日までに入寮誓約書を提出しなければならない。

(退寮)

**第9条** 全寮制学生で学則第22条の規定により休学を許可されたとき、及び学則第25条の規定により出席停止を命ぜられたときは、その期間在寮を免除されたものとみなす。

- 2 女子寮生及び第2学年以上の男子寮生で退寮を希望する者は、退寮願を提出して校長の許可を受けなければならない。ただし、学期途中の退寮は原則として許可しない。
- 3 女子寮生及び第2学年以上の男子寮生で、学則第6条に定める休業期間中のみの退寮は、許可しない。
- 4 寮生が次の各号の一に該当するときは、校長は退寮を命ずることがある。
  - (1) 入寮誓約書に違反したとき。
  - (2) 学寮規則を遵守しないとき。
  - (3) 学則第39条に定める懲戒を受けたとき。
  - (4) 正当な理由なく登校しないとき。
  - (5) 疾病その他により、保健衛生上共同生活に適さない者と認められるとき。
  - (6) 寄宿料又は第15条第3項の経費を、3か月にわたって納付しないとき。
  - (7) その他、学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

(学寮生活の自律)

**第10条** 寮生は、その総意により校長の承認を得て、学寮における共同生活を自律的に運営するための組織を設けることができる。

- 2 前項の組織及びその活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ学則、学生準則、この規則及びこの規則に基づく規定に違反しないものでなければならない。
- 3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項について校長の承認を受けなければならない。変更又は廃止する場合も同様である。
  - (1) 名称
  - (2) 目的
  - (3) 規則
  - (4) 代表者及び役員

- 4 第1項の組織が、その目的を逸脱し、又は前2項の規定に違反する場合は、解散させることがある。

(生活規律)

**第11条** 寮生は、別に定める寮生心得に基づいて行動しなければならない。

- 2 門限外の外出、外泊、旅行及び帰省に際しては、あらかじめ関係教職員に届け出なければならない。
- 3 外来者との面会は、指定された場所で行うものとする。
- 4 寮生以外の者が、寮の施設を使用しようとする場合は、あらかじめ校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(施設の保全)

**第 12 条** 寮生は、学寮の建物並びに設備の保全に努め、火災その他の災害の防止について常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の措置について協力しなければならない。

2 火気の使用は、指定の場所以外では行わない。

3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに、関係教職員に報告し、その指示に従って行動しなければならない。

(健康保持)

**第 13 条** 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、学寮及びその周辺の清潔に努めなければならない。

2 伝染病の発生その他の事情により必要がある場合には、随時健康診断及び予防接種等を実施する。

3 病気にかかったものは、直ちに関係教職員に申し出て、その指示に従わなければならない。

(管理・点検)

**第 14 条** 学寮の管理、あるいは点検のため、必要に応じて関係教職員は寮生の居室に入室することができる。

(寄宿料等)

**第 15 条** 寄宿料の額は、学則第 29 条に定めるところによる。

2 寄宿料は、学寮に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、4～9月分は4月に、10～3月分は10月に納付するものとする。

3 寮生の生活上必要な経費で各人の負担しなければならないものは、別に定めるところにより納付するものとする。

4 寮生又は寮生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがある。

(雑則)

**第 16 条** この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

**附 則**

1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

2 高知工業高等専門学校寄宿舎規則(昭和38年規則第6号)は、廃止する。

**附 則**

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和50年12月3日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成13年11月8日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。